

区域施策編（改定版）素案に係るパブリックコメントにより提出された意見に対する市の考え方（1団体・3人から7件）

項番	意見	市の考え方
1	<p>阿南市には、阿南高専、那賀川、海がある。水をエネルギー、電気に利用できないか夢の研究を阿南高専等でお願ひできないか。例えば、潮の満ち干きで1日2回海のレベル上下、体積の移動、流速の発生がある。川には、流れやセキもある。自然エネルギーにあふれている。経済的にペイするかも大事だ。</p>	<p>本市では、ベンチャー企業や研究開発支援を目的に阿南工業高等専門学校と連携して阿南市インキュベーションセンターを運営し、実用化研究を行うとする者等に同センター内の研究室を貸し出すことを通じて、新たな産業の創出及び新技術の開発等に取組んでおります。同センターの利用者のなかには、波のエネルギーを利用した『波力発電』や、川の流れを利用した『小水力発電』の実証・研究等に取組んでいる方々もおられます。今後も、阿南工業高等専門学校と連携のもと、市内の河川や海等を源泉とする自然エネルギーの利活用も含めた多様な実用化研究を支援することを通じて、脱炭素社会に向けた取組みを推進してまいります。</p>
2	<p>できるだけ車を使わないように歩いて買い物に行こう！ でも、今の道路は、車中心で狭いのです。 最低でも片側に歩道があれば安心して歩いて、それが習慣になり外出が増える。 健康と子どもたちの見守り、安全などにも大いに役立つと思います。 みんな外に出よう！</p>	<p>阿南市は、現在2,273路線、延長約852kmの市道を管理しておりますが、その多くが狭隘道路で、市内各地から道路拡幅要望があります。実施においては用地協力が大前提となり、かつ緊急性が高いものについては、まずは車両の対向が円滑に出来るよう車道拡幅を予算の範囲で行っており、通学路など児童や利用者の安全対策についても関係機関と連携し実施しております。一方、都市計画道路などの幹線道路においては車道と分離して歩道を設置しておりますが、路線数が限られており市道だけではネットワーク化まで至っていない現状です。いただいたご意見は、本市計画の基本方針である「脱炭素社会の基盤整備を積極的に進めるまちづくり」に合致するものであり、今後も取組んでまいります。長期を要することから現段階においては、安全に歩行できる国道・県道・市道など、既存の歩道を活用いただきたいと考えております。</p>
3	<p>樺町には石炭火力発電所があり、温室効果ガス排出削減の目標を立てている時代に逆行するとして反発されたり、誤解されているのでなくとも、環境負荷の軽減になるなどと説明するべきだ。素案の63ページでは事業者の役割に言及して、素案の16ページでは国際社会における石炭火力発電の段階的な削減ということは触れられているが、橋火力発電の情報が不足している。そのため脱炭素社会の実現にどれだけ貢献しているのか見えない。J-POWERが取り組む酸素を用いた石炭ガス化技術（酸素吹IGCC）は、当該事業者による効率的なCO2の分離・回収が可能という特徴があり、火力発電のCO2を経済的にゼロエミッション化できる可能性があるという点だが、当該計画では現状がどのようなものか触れられていないので、当該素案の信憑性に疑義がある。最新の温室効果ガス排出削減の目標はどの程度で、その達成率はどのくらいなのか知りたい市民は多い。インターネット上で見られる事業者側の一方的な情報ではなく、客観的に情報を発信することにより正確な情報として信用されると思う。</p>	<p>本市には数多くの企業が立地しており、その企業活動によって本市の産業部門のみならず、本市全体の発展に寄与いただいているところでございます。今般、わが国においては2050年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が2021年3月2日に閣議決定され、国会に提出、2021年5月26日に成立しました。同法においては、一定以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し、排出量を報告させ、国がとりまて公表する制度があり、同制度においてデジタル化を進めることにより、報告する側と受ける側の双方の利便性向上を図ると同時に、開示請求を不要とし、オープンデータ化を進め、企業の脱炭素に向けた前向きな取組が評価されやすい環境を整備することとされております。本市における各企業の活動においても、同法を受け、カーボンニュートラルの実現に向けた適正な取組みがなされるものと認識しております。</p>
4	<p>■再生可能エネルギーの積極的導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの導入加速に向けた普及啓発活動の推進 大規模自然エネルギー発電所開発時における必要事項について、規制の緩和に対する働きかけや、協力体制の構築をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 環境アセスメント手続きに関する支援 2) 農山漁村再生可能エネルギー法手続きに関する支援 3) その他大型発電所開発時における協力体制 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 及び3) について 大規模自然エネルギー発電所開発時における必要事項についての規制の緩和に対する働きかけについては、特に環境アセスメントをはじめとする環境保全に係わる手続きとして、良好な環境の保全と再生可能エネルギー確保を両立させるため、基準等が詳細に定められていることから、規制の緩和への働きかけについては、国の検討会等の動向に鑑みれば慎重な対応が求められるところではあります。しかしながら、環境アセスメント実施の際の市からの支援・協力については法令に基づきながら、地域の特性を知っている住民の方々の意見を取り入れる等、手続きに関する支援・協力をしっかりと行ってまいります。併せて、その他発電事業に関しても同様に関係機関と連携してまいります。 2) について 新たに設備を整備する場合、市の「農山漁村の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気」の発展による農山漁村の活性化に関する基本計画」について、変更する必要がありますが、その協議を行い協議の主催、基本計画の作成と実施の責任主体を市が行うこと、及び発電事業者が作成する設備計画の審査、認定等を市が行うこととなっていること、並びに（区域施策編）改定版には、「自然エネルギー立県」として推進戦略に基づいた「自然エネルギーによる電力自給率」の向上を図ることが明記されているため、同推進戦略の「V 県・市町村・県民・事業者の役割」における「(3) 市町村の役割・責務」にも、地域特性を生かした自然エネルギー導入支援の検討、実践が掲載されていることからあえて明記はいたしておりません。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進事業の促進 <p>地域の脱炭素化率向上に資する民間事業に対し、支援・協力体制を促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 電力需要家に対する自然エネルギー発電事業 太陽光PPA、定額用蓄電システム・EV、エネルギーマネジメントシステムなど、CO₂排出削減に資する取組み 2) 地域の電力需給最適化事業 スマートグリッド(Phase 1、整社新社屋周辺エリア)▶市域に拡大) VPP(スマートグリッド及び市域内蓄電所との連携) 地域資源を活用した自然エネルギー発電電力の最適利用に資する取組み 	<ol style="list-style-type: none"> 1) この計画において公共施設・公共用地を脱炭素化促進事業の促進区域として指定し、民間活力を利用した太陽光発電設備による再生可能エネルギーの導入を推進していくと考えております。脱炭素促進事業に認定された場合には、手続きのワンストップ化による民間事業者への支援・協力を図ってまいります。併せて令和5年度より住宅用に限られますが蓄電池やEVへの充電器に対する補助金制度を創設し、民生部門における脱炭素化を推進してまいります。エネルギーマネジメントシステムについては現在国において設置する補助制度がございますが、市におきましても普及に向けての施策について検討してまいります。 2) 地域で作られた自然エネルギーを地消し、本市のゼロカーボンシティを実現するためには、スマートグリッドの考え方や発電された自然エネルギーを無駄なく使用するための蓄電池システムとの連携の重要性を広く市内の電力受給者の方へ認識していただく必要があると考えます。まずは民間において実現できるところから取組んでいただき、その取組を普及啓発することで産業部門・民生部門での裾野の拡大を図り、併せて公共部門における導入についても積極的に検討してまいりたいと考えております。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・洋上風力発電事業の誘致に向けた可能性の検討 <p>※事業誘致では無く、官民連携により市域で構築・電力自給自足が可能</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 洋上風力は、再生可能エネルギー発電の中でも特に大きなエネルギーを生み出し、また事業規模数千億円、部品数は数万点のすそ野の広い産業である。市民・企業・自治体が協力して開発段階から積極的に参画する事が重要。 2) 事業で得た発電電力を地域地産地消する仕組みを構築し、脱炭素化率向上を図る。 3) 発電所運営の公益化（公益的SPCの組成）を図り、売電収益を社会インフラの強靱化・スマート化に充当。GX・DX化に向けた市域の新産業創出による経済活性化を行う。 	<p>本市においては令和3年に本市沖における洋上風力発電事業に関してのゾーニング実証事業調査を行い、その結果を公表しております。その中において、本市沖は風況に恵まれていることから洋上風力発電のポテンシャルが高いとされております。</p> <p>洋上風力発電事業の実施に向けては、県が窓口となり、国において阿南市沖が開発区域としてエリア認定される必要があり、認定されるためにはこの海域を利用している利害関係者の特定と事前の調整が必須と考えます。</p> <p>本市沖における洋上風力発電事業については、ゾーニング調査結果を基礎としながら、その実現の可能性について引き続き各種関係機関、地元関係者と情報共有を行い、検討を重ねてまいりたいと考えております。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー発電を活用した市域内での電力供給体制構築（新規） <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域資源を活用した再生可能エネルギー発電電力を調達し、市域に電力供給可能な体制を構築 2) 電力供給を行う事業者は公益的SPCが行い、売電収益は社会インフラの強靱化・スマート化に充当。持続可能な市域構築に寄与 	<p>市域内において発電された自然エネルギーを地消することは、本市のゼロカーボンシティ実現に大いに寄与するものと考えており、さまざまな自然エネルギーの地産地消のあり方について引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。</p>